

安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書

公共事業の予算配分を防災・生活関連・維持管理に重点配分するとともに、地方の災害時に市町村民の生命と財産、生活基盤を守り、国の責務として社会資本の整備・維持を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通行政の執行体制の強化を求める。

- 1 地方の建設業界は、災害発生時に被災者の救出のためのインフラ確保や復旧の重要な役割を果たしているとともに、地域経済における重要な産業でもあり、地域社会の安心・安全のためにこれ以上衰退することのなく、存続し発展するよう配慮した施策を行うこと。
- 2 国民の生命と財産を守るための公共事業を推進するため、地方整備局の事務所・出張所、ダム管理所等の廃止は行わないこと。
- 3 公共事業の予算配分を水害・土砂災害・雪害等の防災及び生活関連に伴う河川・道路・港湾等の整備、維持管理に重点配分するとともに、中国地方整備局の事務所・出張所、ダム管理所等の組織を、災害時でも敏速に対応できる体制にすること。
- 4 国民の安心・安全につながる社会資本の整備は、国の基本的責務であり、地方に移譲することなく国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

鳥取市議会議長 中西 照典

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
国土交通大臣
鳥取県知事